

ワシントン政権下の連邦政府の成立と 建国初期アメリカ資本主義

松本 幸男*

はじめに

本稿¹⁾の課題は、ワシントン政権下の連邦政府がアメリカ資本主義の発展とどのようにに関わりあったかを明らかにすることである。

この課題を明らかにするために、筆者は、次のような分析視角にたつ。

アメリカ資本主義の発達、後発国としておこなわれた事実に注目する必要がある。18世紀後半は、産業革命を展開しつつあったイギリス資本主義が自己に有利に後発諸国を編成しようとする時期、すなわち世界資本主義の形成期であった²⁾。アメリカ合衆国は、まさにそういう時期にイギリスから政治的独立を達成し、資本主義的発展を遂げて行こうとするものであった。周知のように、アメリカ植民地は本国イギリス重商主義植民地体制に組み込まれてはいたが、それにもかかわらずその支配にはもはや包みきれないほどの植民地経済の成長がみられた。そ

のような後発国アメリカにおいて、当時の厳しい国際・国内環境の中で資本主義的発展が本格的に展開し始めるためには一つの前提が必要であった。それは、財政基盤を備え、内外の諸問題に対処しうる政策主体、すなわち中央集権的国民国家の形成であった。そのような政策主体の形成がなければ、植民地時代から発達しつつあった経済の発展は押し潰されてしまう。この政策主体の形成により、後発国アメリカの資本主義的発展が本格的に展開される前提が作りだされた、と考える。

ワシントン政権下の連邦政府の成立が、まさにこれであり、ワシントン内閣の一員である初代財務長官アレグザンダー・ハミルトン Alexander Hamilton による財政・金融政策により、連邦政府は財政的に強力な中央政府に仕立てられた。その結果、後発的アメリカ資本主義的経済発展が可能となった。本稿は、この点を明らかにするものである。

ところで、本稿の課題に関連する近年の研究動向³⁾は次の如くである。独立後の中央政府で

*松本 幸男 (Yukio MATSUMOTO)：静岡産業大学経営学部教授。青山学院大学大学院経営学研究科博士課程修了。「1781年輸入関税案に関する一考察——ロードアイランド邦の反対を中心として——」『社会経済史学』55巻1号、1989年；「第1次合衆国銀行と州法銀行」静岡産業大学経営学部『環境と経営』2巻2号、1996年；「モリス『公信用に関する報告書』再考——ハミルトンとの比較において——」『アメリカ経済史研究』創刊号、2002年など。matumoto@ssu.ac.jp

¹⁾本稿は、2007年10月6日、熊本大学において開催されたアメリカ経済史学会第50回記念全国大会の統一テーマである「アメリカ国家と資本主義の成立・発展・展開」の下での第1報告を修正、加筆したものである。報告時に諸先生方からご懇切なコメントを頂いた。記して厚く御礼申し上げる。

²⁾川北稔「環大西洋革命の時代」(岩波講座『世界歴史17 環大西洋革命』岩波書店、1997年)、3頁—72頁。

³⁾Roger H. Brow, *Redeeming the Republic -Federalists, Taxation, and The Origins of The Constitution-*, The Johns Hopkins University Press, 1993. / Edwin J. Perkins, *American Public Finance and Financial Services, 1700-1815*, Ohio State University Press, 1994. / Donald R. Stabile, *The Origins of American Public Finance*, Greenwood Press, 1998. / Kenneth R. Bowling and Donald R. Kennon, edited, *Neither Separate nor Equal -Congress in the 1790s-*, Ohio University Press 2000. / Robert E. Wright, *Origins of Commercial Banking in America, 1750-1800*, A Madison House Book, 2001.

ある連合会議に課税権が付与されていなかったことからその財政が脆弱であったこと、そのため連合会議が当時の内外の不安定な諸要因に対処できなかったこと、そのことから、いわゆる「危機の時代」が生じたこと、これへの対応の結果としての中央政府への課税権付与を含む合衆国憲法が制定されたこと、それを踏まえて、初代財務長官アレグザンダー・ハミルトンが遂行した財政・金融政策（公債確定政策、国立銀行政策、貨幣政策）によって新興国アメリカの連邦政府の財政的基盤が確立し、萌芽的ではあるが、証券市場ならびに近代金融制度の形成を促し、アメリカ版金融革命financial revolutionがおこなわれ、その結果、後発的アメリカ資本主義の本格的進展が可能となったこと、である。また、最近のハミルトン研究においては、かれの経済政策は、公債政策すなわち公信用確立政策を基軸として他の経済政策（国立銀行政策、租税政策、貨幣政策、製造業保護政策）が整合的に組み立てられた一大政策体系、すなわちハミルトン体制であり、製造業保護政策もこの政策体系の一環として組みこまれたものであり、ハミルトン経済政策の本質は、従来考えられているように製造業保護主義政策にあるのではなく、公信用の確立にあるという見解が有力である⁴⁾。

本稿は、上述の研究動向を踏まえて、ハミルトン体制の展開過程を明らかにしていく。それではまず、植民地経済の発展状況を考察しよう。

I 植民地経済の発展

1780年のアメリカ植民地の人口は、

⁴⁾ 田島恵児『ハミルトン体制研究序説』勁草書房、1984年。Peter McNamara, *Political Economy and Statesmanship: Smith, Hamilton, and the foundation of the commercial republic*, Northern Illinois University Press, 1998. / 政治史の観点からのハミルトン研究については、中野勝郎『アメリカ連邦体制の確立：ハミルトンと共和政』東京大学出版会、1993年。

2,780,369人であった。その内訳を見ると、ニューイングランド植民地の人口は、712,829人であり、中部植民地の人口は722,858人、南部植民地の人口は1,344,682人であった⁵⁾。総人口278万人のうちの約5%が都市人口であり、それ以外の95%が都市以外の地域の人口であった⁶⁾。

北部・中部においては植民地商人の貿易活動（イギリス本国との貿易、西インド貿易、南ヨーロッパ貿易）の拠点として、ボストン、ニューポート、プロヴィデンス、ニューヨーク、フィラデルフィアなどの海港都市が発達し、都市内には貿易活動から生み出された購買力を基礎にした種々の手工業的製造業・商業の発達がみられた⁷⁾。これらの都市と結びついている河川沿の地域において輸出向け農業の発達、一部本国向け製鉄業の発達が見られた⁸⁾。また、内陸部においては、ペンシルヴェニア植民地のランカスターを代表とするように農村工業タウンの発達が見られ、そこを拠点とする局地的市場圏が形成されていた⁹⁾。しかも、その圏内の余剰生産物は植民地商人によって本国ばかりでなく、本国重商主義植民地政策の網の目を搔い潜って西インドおよび南欧にも輸出され、これらの西インド貿易および南欧貿易は黒字基調であったので、これらの貿易は、この圏内の中産的生

⁵⁾ U. S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, Bicentennial Edition, Part 2, Washington, D. C., 1975, series Z1-19, p.1168.

⁶⁾ Jonathan Hughes & Louis P. Cain, *American Economic History*, fifth edition, Addison Wesley Longman, Inc., 2003, p. 28, pp.31-35.

⁷⁾ Hughes & Cain, *American Economic History*, pp.26-38, pp. 44-51. / Jackson Turner Main, *The Anti-Federalists: Critics of The Constitution, 1781-1788*, the University of North Carolina Press, 1961, pp. 1-71. / Thomas M. Doerflinger *A Vigorous Spirit of Enterprise*, The University of North Carolina Press, 1986.

⁸⁾ 注7)参照。

⁹⁾ 鈴木圭介編『アメリカ経済史 I』東京大学出版会、1972年、56頁－77頁

産者層の蓄積を促進した¹⁰⁾。

南部においては、プランターによるタバコ、藍、米、鉄などの本国向けの特産物を奴隷制に基づいて生産する輸出農業・製鉄業が発達していた。その輸出および本国からの輸入の拠点としてボルティモア、アナポリス、チャールズトン、サバンナの海港都市が発達していた¹¹⁾。そして、北部から南部に至るまでの上述のそれぞれの海港都市経済圏は緩く沿岸貿易で結びついてきた¹²⁾。

Walton and Shepherdの研究によれば、植民地アメリカは、1774年において一人あたり3,240ドルから6,070ドル(1993年の価格換算)の範囲の所得を持っていた。18世紀植民地アメリカの一人あたりの経済成長率は、イギリスの経済成長率よりも若干高く、年0.4%~0.5%であった¹³⁾。

このような経済発展を内包していた植民地アメリカは、独立後、新興国として、産業革命を開始しつつあったがまだ重商主義政策を推し進めていたイギリス、および重商主義的帝国主義国家であるフランス、スペイン、オランダが政治上・経済上の世界覇権をめぐる角逐しているという厳しい国際環境の中で資本主義的経済発展を進めていかなければならなかった。新興国アメリカはイギリス重商主義植民地体制から解放され全世界に対して自由貿易が可能になったが、その自由貿易はアメリカ商人には保障されているものではなかった。ヨーロッパ列強諸国は、アメリカ商人、海運業者に通商規制することによってかれらを世界市場から追い払おうとした。また、イギリスは、豊富な信用供与を

背景にアメリカ市場を支配しようとした。また、北アフリカのバーバリ諸国はアメリカ船を拿捕し、アメリカに対して貢物を要求し、アメリカ商人の地中海貿易を妨害した。さらにまた、アメリカの領土の北部はイギリス領に接し、一方、西部および南部はスペイン領に接しており、これらの列強が絶えずすきあらばアメリカへの支配力を強化しようと機をうかがっていた¹⁴⁾。それ故、このような厳しい国際環境に、新興国アメリカは対処していかなければならなかった。

次に、国内的にも各邦の厳しい利害対立が存在していた。独立により、ミシシッピ川以東までのアパラチア山脈以西の土地はアメリカ領になったが、ヴァージニアなどの諸邦は、アパラチア山脈以西の土地に対する無制限の請求権を持っていた。これに対して、西方境界線が確定している諸邦(ロードアイランド、ニュージャージー、ペンシルヴェニア、メリーランド、デラウェア)は、このような請求権が存在している限り、アパラチア山脈以西の土地の分け前に預かることができないとして、ヴァージニアなどの請求権に大きな不満を持ち、さらに、このような請求権を持つことから生じる権力に恐怖を感じた。このような西部地の管轄問題をめぐって諸邦の利害対立が存在した¹⁵⁾。また、各邦は、独立戦争において、自邦は他邦よりも割当以上の分担金負担をしたと考え、他邦からその超過負担分を取り戻そうと考えていた。この点からも諸邦の利害対立が存在した¹⁶⁾。その他、自邦

¹⁴⁾E. James Ferguson, *The American Revolution : A General History, 1763-1790*, The Dorsey Press, 1979, pp. 265-279.

¹⁵⁾Merrill Jensen, *The Making of the American Constitution*, Princeton, N. J., 1949., *The Making of the American Constitution*, published by Van Nostrand, 1964, pp.21-24, pp.29-35. M. ジェンセン著 斎藤眞・武則忠見・高木誠訳『アメリカ憲法の制定』南雲堂、1976年、27頁-32頁、36頁-42頁。/ Ferguson, *The American Revolution*, pp.272-273.

¹⁶⁾E. James Ferguson, Editor, *The Papers of Robert Morris, 1781-1784*, Vol.2, University of Pittsburgh Press, 1975, pp.124-139.

¹⁰⁾ Hughes & Cain, *American Economic History*, pp.35-38

¹¹⁾ Hughes & Cain, *American Economic History*, pp.33-34.

¹²⁾Main, *The Anti-Federalists*, pp.1-71.

¹³⁾ Hughes & Cain, *American Economic History*, pp.48-49.

の財政を潤すために他邦からの移入品に関税をかける、それに対して他邦が報復関税をかけるといった諸邦の利害対立が存在した¹⁷⁾。それ故、これらの問題についての処理の仕方が、一つ間違えば、せっかく連合会議にまとまっていた各邦がばらばらになり、連合が解体する危険性があった。さらに、各邦は、自邦の財政難および貨幣不足を補うために自邦の政府紙幣を発行した¹⁸⁾。この邦政府紙幣は減価した¹⁹⁾。しかも、その減価率は各邦によって異なっていたので、そのような邦政府紙幣は邦間の決済手段としては不便であり、債権・債務の支払い手段としても不適切なものであった。したがって、価値の安定した統一紙幣発行制度の確立が望まれるところであった。このような諸邦の利害対立は、せっかく勝ち取った独立を危うくさせるものであった。また、先住民であるインディアンとの対応も各邦独自の対応には限界があった。

従って、以上のような厳しい国際環境、国内環境の下では無為無策のままでは植民地時代から発達しつつあったアメリカ経済は押し潰されてしまうことになる。それ故、当時のこのような諸問題に対処しうる全国的レベルの政策が必要となる。そのためには、このような政策が有効に実施できる財政基盤を備えた全国的レベルの政策主体が存在しなければならず、それは、財政的に強力な中央政府の確立である。この政策課題がいかに実現されていたかについて考察を進める。

II 連邦政府形成の動き

(1) 独立革命末期

建国の父祖の中にこの政策課題を強烈に認識

した人達がいた。アレグザンダー・ハミルトン Alexander Hamilton, ジェームズ・マディソン James Madison, グーヴァヌア・モリス Gouverneur Morris²⁰⁾, ロバート・モリス Robert Morrisなどの保守派であった。かれらの支持の下、独立革命末期1782年、時の財務総監ロバート・モリスによって、当時の中央政府である大陸会議を強力な中央政府に仕立てる方向で革命財政を再建し終戦処理をはかろうとする動きがあった。

独立革命の遂行主体としての時の中央政府である大陸会議 Continental Congressは、13邦の寄り合い所帯にすぎず、課税権を持たず、各邦に分担金を要請するだけの権限しかもたなかった。その分担金も十分に集まらず、大陸会議は、独立革命の主要財政手段として大陸紙幣（政府紙幣＝不換紙幣）の発行に大きく依存した。大陸紙幣は次々と大量に発行され続け、その結果、大陸紙幣は収拾できないほどの大きな減価を引き起こした²¹⁾。このような大陸紙幣の減価は、

²⁰⁾ 1752年ニューヨーク植民地のマナー領主ルイス・モリス・ジュニアの息子として誕生。キングズ・カレッジ出身の弁護士、1777年ニューヨーク邦選出の大陸会議議員（1777年－1779年）、1780年フィラデルフィアに移住・弁護士業再開、財務総監ロバート・モリスの補佐官（1781年－84年）、憲法制定会議代議員、ハミルトン財政政策の強力な支持者、駐仏アメリカ大使（1792年－94年）。かれは、サー・ジェームズ・ステュアートの『経済学原理』に精通していた。松本幸男「グーヴァヌア・モリス考」『社会経済史学』46巻4号、1980年、77頁－94頁。最近、憲法制定とハミルトン財政政策を強力に支持したフェデラリストの歴史具体的な政治的経済的活動の研究が盛んであり、グーヴァヌアについての最近の研究書として、Richard Brookhiser, *Gentleman Revolution : Gouverneur Morris • The Rake Who Wrote The Constitution*, Free Press, New York, 2003. / William Howard Adams, *Gouverneur Morris : An Independent Life*, Yale University Press, New Haven & London, 2003. がある。

²¹⁾ Charles J. Bullock, *The Finance of the United States from 1775 to 1789, with especial reference to the Budget*, 1895, pp. 171-172, 174. / Hughes & Cain, *American Economic History*, pp. 50-61. / E. James Ferguson, *The Power of the Purse : A History of American Public Finance, 1776-1790*, the University of North Carolina Press, Chapel Hill, 1951. pp. 27-32, pp. 32-33, pp. 46-56, pp. 60-62.

¹⁷⁾ James B. Hedge, *The Browns of Providence Plantations : Colonial Years*, Cambridge, 1952, p.293, p.325.

¹⁸⁾ Ferguson, *The American Revolution*, p.283. / Perkins, *American Public Finance and Financial Services 1700-1815*, pp.142-165.

¹⁹⁾ 注18)参照。

大陸会議の信用を失墜させ、大陸会議を財政危機に直面させた。この財政危機は、独立革命遂行を断念させる考えをも生じさせるほどの不安を人々に与えた。このような事態の中で、この財政危機を救済するためには、大陸会議に課税権を付与し、大陸会議の権限を強化するしか方法がないという見解が生み出され、中央政府の強化によって独立革命を乗り切り、強力な中央政府のもとに新興国アメリカの国造りを目指す風潮が生じた。こうした中で、1781年2月、フィラデルフィアの貿易商人ロバート・モリスが財務総監に選出され、大陸会議(連合会議)²²⁾を強化する方向で財政再建策がかれによって展開された。

モリスは、機能しなくなった不換紙幣発行体制を廃して正貨・兌換紙幣体制を基礎にして次のような政策を展開した²³⁾。まず早急に、①兌換銀行券を発行する国立銀行を設立し、その銀行から借入れを行う²⁴⁾。②各邦に正貨分担保を要請し、確実に連合会議に納入させる²⁵⁾。さらに、③補足手段としてモリス・ノート(公の立場でモリスが後日正貨で償還することを約束した約束手形)を発行する²⁶⁾。④ヨーロッパに駐

在しているジョン・アダムズ、ベンジャミン・フランクリンの外交手腕に期待して外国借款を出来る限りかき集める²⁷⁾。そして、⑤中央政府租税(税率5%の中央政府輸入関税²⁸⁾、その他に地租、人頭税、消費税²⁹⁾)を創設し、それを元利支払い基金として、大陸会議財政委員会から引き継いだ元利支払いが滞っている膨大な内外の戦時債務(公債)[2,500万ドル]を整理統合し、新規公債に借換え、厳守的に利子を支払い、後日元金を減債基金から都合のよいときに償還するというイギリス流の公債確定政策the funding systemをおこない、公信用を確立し、内外からの資金調達を容易にする³⁰⁾。さらに、⑥国立銀行からの借入れや公債発行による資金調達は、統一貨幣制度を前提とするものであるから、植民地時代から統一貨幣制度を持たなかった新興国アメリカにおいては統一貨幣制度が必要であるとして、国立鑄造所を設立し、銀本位制にもとづく統一貨幣制度をつくりあげる³¹⁾。

以上のような諸手段によって、モリスは、弱

²⁷⁾Ferguson, ed., *The Papers of Robert Morris*, Vol.1, p.xix. / Ferguson, *The Power of the Purse*, pp. 126-129.

²⁸⁾Ford, ed., *Journals of the Continental Congress*, Washington Government Printing Office, 1912, Vol.xix, pp. 112-113. 連合会議が任命する徴税官による正貨徴収、公債の元利が支払い続けられるまでの課税期間とする内容であった。何故、輸入関税が選択されたかは、商工業の発達のためには輸出の促進が重要であり、輸出関税、地租、消費税は結果的には輸出品の価格を上昇させ、輸出を不利にさせるからであるという理由に基づくものであった。Ford, ed., *Journals of the Continental Congress*, Vol.xxiii, pp. 807-808.

²⁹⁾モリスは、100エーカー当り1ドルの地租、すべての自由人と16歳から60歳までの男子奴隷への1ドルの人頭税(軍隊federal armyに従事している者、負傷している者、身体障害で従軍できない者を除く)、すべての蒸留酒1ガロン当り8分の1ドルの消費税を提案した。Ferguson, ed., *Papers of Robert Morris*, vol.6, pp.64-65.

³⁰⁾Ferguson, ed., *Papers of Robert Morris*, Vol.2, pp.124-139, Vol.6, pp.56-75. / 松本幸男「モリス『公信用に関する報告書』再考 — ハミルトンとの比較において —」(『アメリカ経済史研究』創刊号)。

³¹⁾Ferguson, ed., *Papers of Robert Morris*, Vol.4, pp.25-40.

²²⁾1781年3月1日に、当時の最高法規である連合規約が13邦によって批准された。それによりこれ以降、合衆国憲法が成立する1788年まで、大陸会議は連合会議と呼ばれた。アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第2巻、岩波書店、1972年、33頁-44頁。

²³⁾Clarence L. Ver Steeg, *Robert Morris ; Revolutionary Financier with an analysis of his earlier career*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 1954. / Ferguson, ed., *The Papers of Robert Morris*, Vol.1, pp. xvii-xxvi.

²⁴⁾Ferguson, ed., *The Papers of Robert Morris*, Vol.1, pp.68-72. / 松本幸男「北アメリカ銀行とモリス財政(1)」, 「同(2)」(『龍谷大学経済経営論集』第23巻第3号)。同「モリスの国立銀行構想について」(『経営と環境』第8号第2号〔静岡産業大学〕)。

²⁵⁾Ferguson, ed., *The Papers of Robert Morris*, Vol.1, pp.xx-xxi. / Ver Steeg, *Robert Morris*, pp. 91, 105, 132-138, 181-184.

²⁶⁾Ferguson, ed., *The Papers of Robert Morris*, Vol.1, p.xxii. / Ver Steeg, *Robert Morris*, pp. 87-88, 116-120, 179-181.

体な連合会議の財政基盤を強化し、連合会議を強力な中央政府たる国民国家に仕立てることを目指した。まさに、10年後の初代財務長官ハミルトンの財政・金融政策を彷彿とさせるような政策を展開していこうとした。モリスは、とりわけ、⑤の公債確定政策を核心的手段とすることによって、中央政府強化をはかろうとした。連合会議の課税権獲得ならびに公信用の確立による貨幣資本家moneyed interestの利害の中央政府への結合によって、財政基盤を持った強力な中央政府を作り上げようとした。公債を所有する貨幣資本家はその利子が中央政府から規則的に支払われるから、かれらは中央政府を支持し、かれらの利害を中央政府に結びつける。モリスは、「国内借款は、貨幣資本家moneyed interestの利害を政府の支持に結びつけることによって政府に安定を与える。」³²⁾と言う。

当時、財務総監モリスの補佐官であったグーヴァヌーア・モリスGouverneur Morrisは、「わが国は急速に発展した。…非常に商業的Commercialであるので、いわば近代の広大な商業Commerceから生まれた最初の子供であるので、われわれは貿易国家maritimeでなければならない。各邦は、自邦の憲法によって自由を獲得した。この自由は極端な自由であった。後は、この国を貿易国家として強力な帝国にする厳格さ、組織力、迅速さだけが残った。…連合規約は連合会議に十分な権限を与えなかった。」³³⁾と述べている。このような認識は財務総監ロバート・モリスも共有しており、独立後、アメリカが貿易国家として当時の厳しい国際環境の中で発展していくためには、「公債のための償還基金を創設すること、連合会議の権威を高めること、連合会議の行政力を力強くすること、すべてこれらのことがわれわれ（合衆国—

引用者）の将来の繁栄、安全そして幸福にとって必要である」³⁴⁾（1782年10月16日付のジョージ・ワシントンGeorge Washington宛の書簡）、と財務総監モリスは強調した。なんとなれば、前述したように新興国アメリカが発展していくためには当時の世界経済から生じる諸問題および国内の諸問題に対処していかなければならず、そのためには政策主体として財政基盤を備えた強力な中央政府の確立が必要であるからであった。そのために上述の公債確定政策が必要であると考えて、公債確定政策をモリスは推し進めた。

しかし、償還基金としてモリスが提案した中央政府租税案（地租、人頭税、消費税）（注29参照）が連合会議での審議過程で却下され³⁵⁾、またすでに大陸会議によって償還基金として1782年2月に提案されていた、大陸会議によって任命される税官吏によって徴税される無期限の5%中央政府輸入関税案がロードアイランド邦によって否決された³⁶⁾ことにより、公債確定政策は頓挫し、モリス提案の公債確定政策を通しての強力な中央政府形成の動きは阻止されてしまった。これに代って、連合会議は、邦によって任命される税官吏によって徴税される有効期間25年の5%中央政府輸入関税案と各邦への150万ドルの分担金を償還基金にして公債を確定していこうとする政策を提案した³⁷⁾。連合会議は、この関税案の承認と分担金の要請を各邦に求めた。しかし、この承認、要請も実現しな

³⁴⁾ Ferguson, ed., *Papers of Robert Morris*, vol.6, p.604

³⁵⁾ Edmund C. Burnett, ed., *Letter of members of Continental Congress*, Vol. VI, Rep. Ed., Gloucester, Mass., Peter Smith, 1963, pp. 462-463, pp. 516-518.

³⁶⁾ このロードアイランド邦の反対に続いて、1782年12月ヴァージニア邦もこの関税案の自邦の承認を撤回した。拙稿「1781年輸入関税案に関する一考察—ロードアイランド邦の反対運動を中心として—」『社会経済史学』第55巻1号。

³⁷⁾ Ferguson, ed., *Papers of Robert Morris*, Vol. 7, pp. 513-525.

³²⁾ Ferguson, ed., *Papers of Robert Morris*, vol.6, p.59.

³³⁾ Ferguson, ed., *Papers of Robert Morris*, vol.6, p.148.

かった。

ロードアイランド邦選出の連合会議議員デイヴィッド・ハウエルDavid Howell (同邦の大商人であり公債所有者でもあるジョン・ブラウンJohn Brown, ニコラス・ブラウンNicholas Brownなどの商人の代弁者) は、モリスに宛てた書簡において、1782年2月に提案された5%中央政府輸入関税案に対して次のような反対主要理由を挙げている³⁸⁾。1. 再輸出貿易の担い手でありかつた公債所有者である商人にとっては、中央政府輸入関税によって商品価格および輸出コストが上昇するため再輸出が不利益になる。それ故、中央政府輸入関税は自邦経済を支えている再輸出貿易を不利にさせる。2. 中央政府輸入関税から公債の元利を支払うことは確かに公債所有者に利益をもたらすが、自邦市民所有の公債 (大陸会議債) 額は全邦の中で5番目であり、公債総額の6%を同邦が所有しているにすぎない (第1表参照)。提案されている5%中央政府輸入関税収入によって公債の元利支払いがおこなわれるならば、貿易が盛んで関税収入の多い同邦にとっては中央政府に納められた関税収入は大部分がニューヨーク邦、ペンシルヴェニア邦、マサチューセッツ邦といった大邦市民所有の公債の元利支払いに充てられ、同邦にはごく僅かしか分配されない。同邦にとっては中央政府輸入関税は不公平な税制である。3. 中央政府 (連合会議) に課税権を付与することは邦主権が脅かされる。中央政府に課税権を付与することは剣を持つ同じ手の中に財布を持つことになり、その結果、中央政府の権限が強化され、邦を抑圧する危険性が高まる。それ故、従来通りの分担金制度によって償還基金が集められ、それによって公債の元利を支払う方法、もしくは各邦が自邦民所有の公債 (大陸会議債) の支払を中央政府に代わって引受け、自

第1表 大陸会議債 (1783年)

邦	大陸会議債 (ドル正貨)
ニューハンプシャー	336,579. 58 7
マサチューセッツ	2,361,866. 66 5
ロードアイランド	699,725. 37 4
コネチカット	1,270,115. 30
ニューヨーク	949,729. 57 5
ニュージャージー	658,883. 69
ペンシルヴェニア	3,948,904. 14 4
デラウェア	65,820. 13 7
メリーランド	410,218. 30
ヴァージニア	313,741. 82 3
ノースカロライナ	113,341. 11 1
サウスカロライナ	90,442. 10 1
総計	11,437,410. 80

出所: Ford, ed., *Journals of the Continental Congress*, vol. XXV, p.915. (総計はジョージアをも含む。)

邦が最適であると判断した租税を課し、それによって公債償還基金を設定してそこから自邦の大陸会議債所有者に支払う方法を選択するほうが有利である。

このような理由によりロードアイランド邦は反対した。1782年12月の時点において、同邦と関税案を承認していたがその後承認を撤回したヴァージニア邦、これら両邦以外の諸邦は関税案を承認する方向であった。しかし、中央政府関税案を承認して連合会議に課税権を与えることは連合規約の修正を意味したので、当時の基本法である連合規約の修正にあたっては全邦の承認を必要とした³⁹⁾。それ故、11邦の賛成だけでは当関税案は成立しなかったのである。連合会議という邦主権主導の地方分権的国家体制が強力な中央政府形成の動きの実現を阻んだのである。それ故、いわゆる「危機の時代」が到来したのである。

(2) いわゆる「危機の時代」

① 戦後恐慌

1783年9月、パリ条約締結によりアメリカ

³⁸⁾ Ferguson, ed., *Papers of Robert Morris*, vol.6, pp.113-115.

³⁹⁾ アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第2巻, 235頁。

イギリス間に平和が回復した。戦争によって不足していたイギリス製品に対するアメリカ側の大きな需要を背景にしてイギリス商人によるアメリカ商人への信用供与の拡大によって、イギリスからアメリカ合衆国へ多量の製品が輸入された。その結果、アメリカーイギリス間の貿易差額は、アメリカ側の大きな逆調（1784年～86年、500万ポンド）を引起した⁴⁰⁾。

この事態はさらに、次のような戦後のアメリカ貿易の変化により一層促進された。独立国となったアメリカに対してイギリスは一時的に重商主義的貿易政策を適用した。たとえば、イギリスへの主要輸出品の一つである鯨油に対して敵対的関税を課し、アメリカ産鯨油をイギリス市場から締め出し、また、アメリカ船を英領西インド諸島から排除した⁴¹⁾。しかもイギリスばかりでなく、スペインも、独立戦争中、アメリカに与えていたスペイン領西インドおよび本国との直接貿易特権を取り消した⁴²⁾。さらに、アメリカ商人は、北アフリカのバーバリ諸国 Barbary States による地中海における海賊行為によって南欧市場への接近が断たれた⁴³⁾。このように、アメリカ商人が戦後当然享受できるものと信じていた全世界との自由貿易は著しく制限されてしまった。この事態に対して、中央政府たる連合会議が弱体であったために、統一的通商政策も有効な外交政策も遂行されず、また適切な海軍力も欠いていたので、自国の海運保護も十分に行うことができなかった。

このために輸出は一層不振をきわめ、輸出入の大きな不均衡により大量の正貨が流出した。

1784年から1786年の期間においてイギリスに160万ポンドの正貨が流出した⁴⁴⁾。その結果、貨幣供給の急激な収縮が生じ、アメリカ経済は深刻な戦後不況に見舞われた。商取引は停滞し、アメリカ商人は、販売の停滞、価格の下落、利潤の減少、イギリス取引商への大きな負債の累積に悩まされ、貿易商人の倒産、製造業の不振、地価の下落が生じた⁴⁵⁾。

この恐慌に対して各邦は何もしなかったわけではない。各邦は恐慌に対応した。アメリカ合衆国商人とりわけ北部および中部の商人達は、この不況の原因は究極的にはイギリスの重商主義的通商規制にあると考え、それを撤廃させる目的でそれぞれの邦において報復関税（入港するイギリス船への差別的トン税、あるいはイギリス船によって輸入される商品への特別課税）を提案した⁴⁶⁾。また、ボストン、ニューヨーク、フィラデルフィアをはじめとする北部および中部の海港都市の製造業者および職人は、輸入品との競争から自ら守るために保護関税を提案し、各邦は、邦輸入関税を制定するに至った⁴⁷⁾。しかし、各邦がまちまちで行ったので、外国商品の輸入を減らし、正貨流出を抑制する効果はなく、むしろ各邦間の対立を生むこととなった。たとえば、マサチューセッツ邦は、自らイギリスから輸入する商品ばかりでなく他邦がマサチューセッツ邦に再輸出したイギリス輸入商品にも関税を賦課した⁴⁸⁾。この事態は、近隣邦への再輸出貿易を経済支柱としているロードアイランド

⁴⁰⁾ Timothy Pitkin, *A Statistical View of the Commerce of the U.S.*, New Haven, 1835, p.30.

⁴¹⁾ 鯨油 1 トンにつき 18.3 ポンドの輸入関税がかけられた。Curtis P. Nettels, *The Emergence of A National Economy, 1775-1815*, New York, pp.48-56, p.60.

⁴²⁾ Nettels, *The Emergence of A National Economy*, pp.56-57.

⁴³⁾ Nettels, *The Emergence of A National Economy*, p.57.

⁴⁴⁾ Nettels, *The Emergence of A National Economy*, pp.45-64.

⁴⁵⁾ Nettels, *The Emergence of A National Economy*, pp.45-64.

⁴⁶⁾ Nettels, *The Emergence of A National Economy*, pp.72-73.

⁴⁷⁾ Nettels, *The Emergence of A National Economy*, pp.69-70.

⁴⁸⁾ James B. Hedge, *The Browns of Providence Plantations : Colonial Years*, Cambridge, 1952, p.293, p.325.

商人にとっては大きな痛手となった⁴⁹⁾。さらに、北・中部の各邦の海港都市(ボストン、プロヴィデンス、ニューヨーク、フィラデルフィア、ボルティモア)において製造業奨励運動が生じた⁵⁰⁾。例えば、ペンシルヴェニア製造工業・有用技術奨励協会が1787年にフィラデルフィアにおいて組織された⁵¹⁾。しかし、この運動も外国製造品の輸入を減らし、正貨の流出を抑制する効果はなかった。

そして、各邦は、正貨流出による貨幣不足を解消するために、不換紙幣である邦政府紙幣を発行した⁵²⁾。しかし、その発行はインフレーションを引起した。たとえば、ロードアイランド邦議会は、貸付局loan officeの設立を通して法貨としての邦政府紙幣の発行・邦政府紙幣による過去・現在・将来における負債(公私を問わず)の返済の承認・邦政府紙幣による邦債償還を内容とする、10万ポンドの邦政府紙幣発行案を1786年5月可決した⁵³⁾。その邦政府紙幣は、発行直後から減価し始めた。1786年の夏の終わり頃までにはその減価は、正貨1に対して邦券3、1787年の春には1対6、8月には1対7であった。この事態は、債権者に、特に邦債所有者に大きな不安を与えた⁵⁴⁾。しかも、各邦は、負債者の債務支払いを容易にするための法律を制定した。たとえば、ロードアイランド邦議会は、邦政府紙幣の受取を拒否した者に対しては

債権—債務関係の消滅、100ポンドの罰金、被選挙権の剥奪などの罰則をもちこんだ法律を可決した。さらに、邦債の償還を邦政府紙幣で額面価値で受け入れなければ、その交換に応じない邦債は今後償還に応じないという法律までも可決した⁵⁵⁾。さらに、ペンシルヴェニア邦、ニューヨーク邦、ノースカロライナ邦、サウスカロライナ邦、ジョージア邦においては、自邦市民所有の連邦公債(大陸会議債)を邦債と交換する方法で邦政府が引受け、その邦債の利子支払いを減価しつつあった邦政府紙幣でおこなった⁵⁶⁾。この事態は、各邦の連邦公債所有者に大きな不安を与えた。

② シェイズの反乱(1786年)

このような中で、中央政府の弱体さに乗じて、債権—債務関係の履行ばかりでなく私有財産制度をも実力で脅かす過激な民主主義運動が各地に勃発した。マサチューセッツ邦西部に起こった「シェイズの反乱」はその代表的なものであった。恐慌時、同邦市民は、とくに農民および小土地所有者は租税を支払うことが困難であった。しかし、かれらの大きな不満にもかかわらず、同邦政府は租税の徴収を強制し、邦債務を償還していこうとした。邦政府は、租税滞納者の財産を差し押さえ、その財産を競売し始めた。この時、同邦西部の農民であったダニエル・シェイズが決起し、かれに煽動された暴力的な反乱が発生した⁵⁷⁾。シェイズは、競売に抗議し、さらに公債の償還を拒否するばかりでなく所有権、財産権そのものをも否定した。最終的には反乱は鎮圧されたが、債権者を含む有産階級を強く震撼させた。

以上の①、②の事態の進展に対して、「連合

⁴⁹⁾Irwin H. Polishook, *Rhode Island and Union 1774-1795*, Northwestern University Press, Evanston, 1965, p.110.

⁵⁰⁾Nettels, *The Emergence of A National Economy*, pp.69-71. / Samuel. Rezneck, "The Rise and Early Development of Industrial Consciousness in the United States, 1769-1830," *The Journal of Economic and Business History*, Vol. IV, No.4, 1931, pp.788-789, p.795.

⁵¹⁾Rezneck, "The Rise and Early Development," p.795.

⁵²⁾Edwin J. Perkins, *American Public Finance and Financial Service 1700-1815*, Ohio States University Press, Columbus, 1994, pp.142-165.

⁵³⁾Polishook, *Rhode Island and Union*, p.126.

⁵⁴⁾Hedge, *The Browns of Providence*, p.297.

⁵⁵⁾Polishook, *Rhode Island and Union*, pp.127-128.

⁵⁶⁾Perkins, *American Public Finance*, pp.142-165.

⁵⁷⁾Marion L. Starkey, *A Little Rebellion*, New York, Knopf, 1955. / Perkins, *American Public Finance*, pp.137-196.

規約」下の中央政府が何ら具体的な政策を実施することができない実情を認識した債権者、公債所有者、商人、プランターを中心とする大土地所有者等の有産階級を中核とするナショナリストは、政府に対する不振を募らせ、もし事態をこのまま放置するならば、かれらの経済的基盤は危機に瀕するばかりでなく、連合会議による統一は崩壊し、遂には独立革命によって勝ち取った政治的独立すら失うであろうとの認識を深めた。かれらは、この危機を克服するためには「連合規約」を改正し、課税権の付与を含めた一層強力な中央政府を確立する以外に方法はないとする利害意識を持つに至った。

③ 憲法制定運動

このような利害意識に規定されて、周知のように1786年、ヴァージニア、ペンシルヴェニア、ニューヨーク等の代表者が、通商問題討議のためアナポリスに集合し、憲法制定運動の始まりとなるアナポリス会議が開催された。翌年、フィラデルフィアに各邦代表者が集まり、憲法制定について審議を行う決議を採択した。1787年5月、憲法制定会議が開催され、ナショナリストが希求していた「一層強力な中央政府」すなわち課税権の付与を含めた中央集権的な連邦共和国の国制を規定した「合衆国憲法」草案(多くの権限を州政府に残置した「妥協の束」であったが)を採択した。憲法草案は各邦憲法批准会議の承認を徐々に獲得した。その結果、「合衆国憲法」が1788年6月に成立した⁵⁸⁾。

Ⅲ 連邦政府の成立

1788年、9邦が合衆国憲法を批准し、新政府の樹立が可能となった。選挙がおこなわれ、1789年3月4日、新合衆国憲法の下に新連邦議

会がニューヨークで開催された。4月30日、ジョージ・ワシントンが初代大統領に就任した⁵⁹⁾。連邦議会は、開会早々、関税法の審議を開始した。連邦議会は約3ヶ月の審議を経て、1789年7月4日関税法を成立させた⁶⁰⁾。これは、まさしくモリスが果たそうとして果たすことができなかった中央政府による課税の実現であった。つづいて7月20日、アメリカにおける最初の航海法ともいうべきトン税法を制定した。これらの税法により、成立したばかりの連邦政府の財政的基盤が強固なものとなった。他方、ワシントンは、行政の組織化に着手し、外務省、軍務省を設置し、9月2日財務省を設置し、9月11日アレグザンダー・ハミルトンを財務長官に任命した⁶¹⁾。

(1) ハミルトン体制

ハミルトンは、在任5年間に財政、租税、金融、貨幣、工業の分野にわたる政策を遂行した。

まず、連邦議会は、1789年9月21日、公信用維持のための政策提案を行なうよう財務長官ハミルトンに要請した。これを受けて、かれは、連邦政府が旧政府(連合会議)から引き継いだ額面8,000万ドル近くにのぼる内外の戦時債務(第2表参照)を、連邦政府租税(5パーセント輸入関税と蒸留酒消費税)収入を元利支払い基金として額面通り新連邦政府公債に借換えることを内容とする「公信用に関する報告書」⁶²⁾を、1790年1月14日、連邦議会に提出した⁶³⁾。

⁵⁹⁾ *The Debates and Proceedings in the Congress of the United States*, (略称, *Annals of Congress*), Vol. I, pp.15-16, 99-100.

(<http://memory.loc.gov/ammem/amlaw/lwac.html>)

⁶⁰⁾ *Annals of Congress*, Vol. I, p.106. / F. W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, N.Y., 7th ed., 1923, pp.14-16.

⁶¹⁾ Harold C. Syrett, ed, *The Papers of Alexander Hamilton*, Vol.V, Columbia University Press, p.365.

⁶²⁾ Harold C. Syrett, ed, *The Papers of Alexander Hamilton*, Vol. VI, pp.65-168.

⁶³⁾ *Annals of Congress*, Vol. I, 1st Congress 2nd Session, p.1092.

⁵⁸⁾ 憲法制定運動の叙述については, Merrill Jensen, *The Making of the American Constitution*, Princeton, N. J., 1949. / Hughes & Cain, *American Economic History*, pp.85-88. によった。

第2表 戦時公債の種類と総額

総額	7,912万ドル		
外債	元金	1,007万ドル	
	未払い利子	164万ドル	
内債			
①合衆国政府債	元金	2,738万ドル	
	未払い利子	1,303万ドル	
	未整理債務	200万ドル	
②邦政府債	元利	2,500万ドル	

出所：Syrett, *The Papers of Alexander Hamilton*, Vol. VI, p.86. 田島『ハミルトン体制研究序説』72頁。

その具体的内容は次のようなものであった。戦時公債のうち外債は元利共に遅滞なく償還すること。内債は旧邦債を含めて全額を額面通り元利共に6%あるいは3%の利付きの新連邦政府公債に借換えること。公債利子支払いに要する追加的財源を得るための国内消費税とくに蒸留酒税を徴収すること。借換えの際に、戦時公債を最初に入手した本来の所有者と後から公債を買い取って所有者となっている現実所有者との間に「差別」を設けないこと、などであった。そして、かれの政策提案の背後にある政策原理は、前述の財務総監モリスと同様、戦時公債を公債所有者に有利な方向で確定することによって、かれらの私的利益を誘導してかれらを連邦政府の支持者とならしめて、連邦政府の結合を強化し、国民国家の形成という公的利益の実現をはかろうとするものであった。

連邦議会は、ハミルトンのこの報告書を受理し、審議した結果、同年8月、ハミルトン提案の趣旨に沿った第3表に見られる内容の「公債借換法」を成立させた⁶⁴⁾。その結果、額面を下まわっていた戦時公債は値上がった。これは連邦政府の公信用が回復し維持されたことにほかならない。1795年には総額約6,300万ドルに達したといわれる新公債の誕生は、一部の資産階

第3表 公債借換法の主要内容

* 現行関税・トン税収入のうち60万ドルの通常経費支出を除き残額はすべて公債利子支払いにあてる。
 * 外債返済のために1,200万ドルまでの外国借款を行う。
 * 合衆国政府債のうち元金は、そのうちの3分の2を6分利付公債と、残りの3分の1を1800年までの利子支払据置の6分利付公債と借り換える。
 * 合衆国政府債のうち未払い利子は、3分利付公債と借り換える。
 * 邦債は、そのうちの3分の2を6分利付公債と、残りの3分の1を3分利付公債と借り換える。但し、前者のうち3分の1は1800年まで利子支払据置の6分利付公債からなる。
 * すべての利子は年4回支払われる。
 * 減債基金に西部公有地売却収入をあてる。

出所：J. Elliot, *The Funding System*, pp.83-89. 田島『ハミルトン体制研究序説』108頁

級の手元に巨額な貨幣的富を一挙に創出した⁶⁵⁾。

次に、ハミルトンは、公債の累積は連邦政府の財政支出を増加し一層多額の財政収入を必要とさせることから、外国産および国産蒸留酒に対する消費税の新設を提案する「蒸留酒に関する報告書」⁶⁶⁾を、90年12月13日、連邦議会に提出した⁶⁷⁾。これを受けて審議した結果、連邦議会は1791年3月3日「蒸留酒税法」(通称「ウィスキー内国消費税」)を制定した⁶⁸⁾。

続いてハミルトンは、公信用の一層の維持のために国立銀行(第1次合衆国銀行the Bank of the United States)を創設することを提案する「国立銀行に関する報告書」⁶⁹⁾を、1790年

⁶⁵⁾ Nettels, *The Emergence of A National Economy*, p.115, p.121. / Ferguson, *The Power of the Purse*, p.340.

⁶⁶⁾ Harold C. Syrett, ed, *The Papers of Alexander Hamilton*, Vol. VII, p.211-221.

⁶⁷⁾ *Annals of Congress*, 1st Congress 3rd Session, p.1844.

⁶⁸⁾ 課税対象になる蒸留酒と税率は以下の如くであった。外国産輸入蒸留酒(標準強度に従って、1ガロンにつき20セント~40セント)、外国産原料を使用して製造される国産蒸留酒(標準強度に従って、1ガロンにつき11セント~30セント)、国産原料を使用して製造された国産蒸留酒(標準強度に従って、製造所が市・町・村にあるものについては1ガロンにつき9セント~25セント、製造所が市・町・村以外の地域にあるものについては製造に使用された蒸留釜の容量1ガロンにつき60セント)。 *Annals of Congress*, Vol. II (Appendix), pp.2320-2328.

⁶⁹⁾ Harold C. Syrett, ed, *The Papers of Alexander Hamilton*, Vol. VII, pp.305-342.

⁶⁴⁾ *Annals of Congress*, Vol. II, pp.2243-2251.

12月14日、連邦議会に提出した⁷⁰⁾。その内容は次のようなものであった。資本金1,000万ドル。株式〔額面400ドル〕の払込みについては、4分の1は正貨で、残りの4分の3は新連邦政府公債でおこなわれること。連邦政府は資本金の20%を所有して銀行に対する監督権を持つ。しかし、その運営は総裁以下25名の取締役に当たらせること。政府への貸付業務、民間への手形割引業務、兌換銀行券発券業務、預金業務を行うことであった。資本蓄積を欠く後発的アメリカにおいては公債を正貨の代用とすることによって巨額な銀行資本を形成することをハミルトンは考えた。

これを受けて連邦議会は、審議した結果、1791年2月25日、「合衆国銀行特許法」を成立させた⁷¹⁾。同年12月12日、第1次合衆国銀行は、北アメリカ銀行の総裁であったトーマス・ウィリング⁷²⁾を総裁として20年の特許期限の下に発足した。

その結果、当銀行は、後述するように巨額の貸付と公金取扱いによって連邦政府の金融機関として重要な役割を果たした。また、手形割引と預金振替などの業務によって主として貿易商業資本の金融業務を営み、総じて安定した通貨と豊かな貨幣資本を供給することによって「トレードとインダストリー」を促進することに貢献した⁷³⁾。

⁷⁰⁾ *Annals of Congress*, 1st Congress 3rd Session, pp.1846-1847.

⁷¹⁾ *Annals of Congress*, First Congress, pp.2312-2218.

⁷²⁾ ウィリングは、財務総監ロバート・モリスの盟友であり、モリスが1781年12月、国立銀行として設立した北アメリカ銀行（合衆国最初の近代的銀行）の初代総裁であった。注24)参照。

⁷³⁾ John T. Holdsworth and Davis R. Dewey, "First and Second Bank of the United States," (Senate Document, No.571, 61 Congress, 2nd Session), National Monetary Commission, Washington, D. C., 1910. / James O. Wettreanu, "New Light on the First Bank of the United States," *The Pennsylvania Magazine of History and Biography*, Vol. LXI (1937), pp.263-285. / 田島恵児「第4章 国立銀行政策の史的分析」272頁-308頁（『ハミルトン体制研究序説』）。

さらにつづいて、ハミルトンは、国立銀行からの借入れや公債利子支払いのためには、統一貨幣制度を前提とするものであるから、植民地時代から統一貨幣制度を持たなかった新興国アメリカにおいては統一貨幣制度が必要であると考え、貨幣制度を定めるために、「鑄造所設立に関する報告書」⁷⁴⁾を、1791年1月28日、連邦議会に提出した⁷⁵⁾。これは、合衆国の貨幣単位をドルとすること、複本位制度をとること、1ドル金貨の純度は純金24 $\frac{3}{4}$ グレイン、1ドル銀貨は純銀371 $\frac{1}{4}$ グレインとすること、自由鑄造制度および十進法をとることを内容とするものであった。これを受けて連邦議会は、審議の結果、1792年2日、「第1貨幣法」を成立させた⁷⁶⁾。ここにドルを計算単位とするアメリカ固有の貨幣制度が確立した。

さらに、ハミルトンは、1790年1月15日、連邦議会下院の要請を受けて工業政策の遂行に取り組み、1791年12月5日、「製造業に関する報告書」⁷⁷⁾を連邦議会に提出した⁷⁸⁾。

かれは、この報告書において次のような議論を展開した。真の独立国になるためには国民経済の自立が必要であり、そのためには国内において多様な製造業の発展が必要である。なぜなら、製造業が発展すれば、製造業が農業の市場になり、農業も製造業の市場になり、その結果、多様な製造業の発展によって国民の必要とする工業製品を自給することができ、国民経済の自立が達成できるからである。しかし、合衆国においては、製造業の発達はまだ未成熟の状態

⁷⁴⁾ Harold C. Syrett, ed, *The Papers of Alexander Hamilton*, Vol. VII, pp.570-607.

⁷⁵⁾ *Annals of Congress*, 1st Congress 3rd Session, p1933.

⁷⁶⁾ *Annals of Congress*, Second Congress, pp.487-490.

⁷⁷⁾ Harold C. Syrett, ed, *The Papers of Alexander Hamilton*, Vol. X, pp.230-340. / 田島・濱・松野尾、訳『アレグザンダー・ハミルトン 製造業に関する報告書』、未来社、1990年。

⁷⁸⁾ *Annals of Congress*, Second Congress, 1st session, p.227.

ある。それ故、製造業を保護・育成することが必要である。しかも、製造業を育成することは輸出の増大、輸入の減少をもたらし、それは、新興国の貨幣不足の解消に役立ち、ひいては連邦政府財政強化にもつながる。しかし、連邦議会は、この報告書を審議するに至らなかった。それ故、かれの工業政策は実施過程を持たなかった。しかし、ハミルトンの保護主義思想は脈々とその後受け継がれていった⁷⁹⁾。

以上の、工業政策以外の政策実施の結果、戦時公債は新連邦政府公債に借換えられ、新連邦政府公債の市場価値は額面を上回った。研究史によれば、ボストン証券市場において6分利付公債は1792年2月には額面を20%も上回るに至った⁸⁰⁾。このことはアメリカ国内における公信用が確立されたことにほかならない。

このように、ハミルトンは、公債政策を基軸として国立銀行政策、租税政策、貨幣政策を遂行することによって、戦時公債を公債所有者に有利な方向で確定し、公信用を確立し、かれらを連邦政府の支持者ならしめて連邦政府の結合を強化することを計り、「合衆国憲法」によって生まれたばかりの連邦政府を強力な中央集権的国民国家として確立することに成功した。

(2) 連邦政府が直面していた問題

当時連邦政府は、内外債の償還の他に次のような諸問題に直面していた。

第1は、ミシシッピ河以東の地域においてのインディアン諸部族との抗争の問題であった。その地域は1783年のパリ条約によってイギリスからアメリカ合衆国に譲渡されたが、その土地の問題をめぐる連邦政府と先住民であるインディアン諸部族との抗争が1790年の秋以来たえ

まなく続いていた⁸¹⁾。

第2は、地中海におけるアルジェ海賊によるアメリカ船に対する掠奪の問題であった。アメリカは独立後、地中海貿易を拡大したが、北部アフリカのバーバリ諸国の海賊とりわけアルジェ海賊がアメリカ船にしばしば貢物を要求し、それに応じなければアメリカ船を掠奪し、アメリカの地中海貿易を妨げていた⁸²⁾。

第3は、ペンシルヴェニア西部において勃発したウィスキー揆の問題であった。

前述したように、連邦議会在1791年3月3日蒸留酒税法を可決したが、これに対して、特にペンシルヴェニア西部の農民が強く反対した。ウィスキーは、西部においては必需品であった。それ故にかれらは強く反対した。しかも、ウィスキーは、交通不便な奥地の農民にとっては唯一の換金物産であり、その換金物産に課税された場合、かれらはそれを思うように転嫁できなかった。この反対闘争は、暴力的色彩をもって展開され、遂に1794年夏、ウィスキー揆が勃発した⁸³⁾。

第4は、借換えられた新連邦公債の市場価格維持の問題であった。

フランス革命政府の1793年1月の国王処刑に対してイギリスを盟主とする対仏同盟が結成され、同年春、英仏の両国は戦端を開いたが、その結果、イギリスにおいて信用恐慌が生じた。イギリス商人は取引先のアメリカ商人に累積債務の早急な返済を要求した。その結果、送金を迫られたアメリカ商人は手持ちの公債を売却して送金資金を確保しようとし、公債の市場価格の下落が生じた。6パーセント連邦政府債の市場価格が額面価格までに上昇するのは1794年12

⁸¹⁾ John C. Miller, *The Federalist Era, 1789-1801*, New York, Harper & Row, 1960, pp.145-47.

⁸²⁾ Van Winter, *American Finance and Dutch Investment*, pp.524-525.

⁸³⁾ Miller, *The Federalist Era*, / 田島『ハミルトン体制研究序説』, 178頁-186頁。

⁷⁹⁾ 田島『ハミルトン体制研究序説』458-459.

⁸⁰⁾ Joseph Stancliffe Davis, *Essays in the Earlier History of American Corporations*, Vol. I, Cambridge, Mass., 1917, p.187.

月以降であった。そこで連邦政府は、公信用維持の観点から公債の市場価格を支え、高める必要があった⁸⁴⁾。

第5は、外国為替手形の供給不足とそれによる外国為替相場（対ポンド・スターリング相場）の悪化の問題であった。

通常、為替平価は、100ポンド・スターリング＝166ポンド・ペンシルヴェニア・カレンシー（1ポンド・スターリング＝4.44ドル）であったが、為替相場は、1793年後半から1794年全般にわたって悪化した。特に1793年12月から1794年12月にかけての対ポンド・スターリング相場は、100ポンド・スターリング＝170～187ポンド・ペンシルヴェニア・カレンシーであった⁸⁵⁾。この為替相場の悪化は、1792年末の中国およびインド方面への貿易遠征のための正貨輸出、1793年のフィラデルフィアにおける黄熱病の蔓延による手工業および貿易の停滞、ヨーロッパでの英仏の交戦に対するアメリカの中立宣言にもかかわらずイギリスによるアメリカ船の拿捕、イギリスによる西インド貿易の妨害、これらに対する抗議としてのアメリカ側の出港禁止embargo処置（1794年3月26日～5月25日）などによるものであった⁸⁶⁾。これらの事態から、輸出が停滞し、外国為替手形供給不足になり、貿易商人は輸入支払いのための為替手形を確保することができなくなり、為替相場が悪化した。それ故、連邦政府は、外国為替手形の供給を増やし、対ポンド・スターリング相場を支える必要があった。

連邦政府は以上のような諸問題に直面していた。かかる諸問題は、発足間もない新連邦政府

の権威と信用を揺るがすものであり、ひいてはハミルトンが目ざした強力な国民国家の確立を崩壊させるものであった。そこで連邦政府はかかる諸問題を解決するために、インディアン戦争に対処する費用、アルジェ海賊との外交交渉費用、ウィスキー揆鎮圧の費用、公債の市場価格を支える費用、対ポンド・スターリング相場を支える費用などの多額の財政資金を確保しなければならなかった。

それでは、どのように財政資金を確保し、これらの問題に連邦政府は対処していったか。

（3）連邦政府の財政事情

第4表は、連邦政府歳入歳出主要項目（1791年－1801年）を示したものである。これを見てわかるように、歳入の絶対額は1791年から1801年の間に約3倍に激増した。歳出の絶対額も1791年から1801年の間に3倍強に増大した。

歳出面での最大の分野は公債利子支払いのための支出である。このことは、ハミルトン体制の目的が公信用の確立であったことからして当然であろう。公債利子のこの規則的な支払いは、連邦政府の公信用を内外において維持・強化した。

公債利子に次いで歳出の大きな比重を占めている項目は軍事費（陸軍費と海軍費）の支出である。これは、国内的には上述の対インディアン部族戦争および「ウィスキー揆」鎮圧費などの支出を賄った。対外的には上述のアルジェ海賊との外交交渉費用を賄い、ならびに対イギリス国際危機に備える費用を賄った。そして諸経費は、公債の市場価格を支える費用、対ポンド・スターリング相場を支える費用を賄ったと推測することができる。

しかし、これらの多額の財政支出に際しては、租税収入だけでは賄いきれなかった。そこで、財務長官ハミルトンは第1次合衆国銀行に財政援助を仰いだ。第1図は第1次合衆国銀行本店

⁸⁴⁾ 吉川光治『イギリス金本位制の歴史と理論』勁草書房、1970年、26頁。/ Van Winter, *American Finance and Dutch Investment op. cit.*, p.508, p.518, p.560.

⁸⁵⁾ Van Winter, *American Finance and Dutch Investment*, p.508, p.522.

⁸⁶⁾ Van Winter, *American Finance and Dutch Investment*, p.509, p.522, p.559.

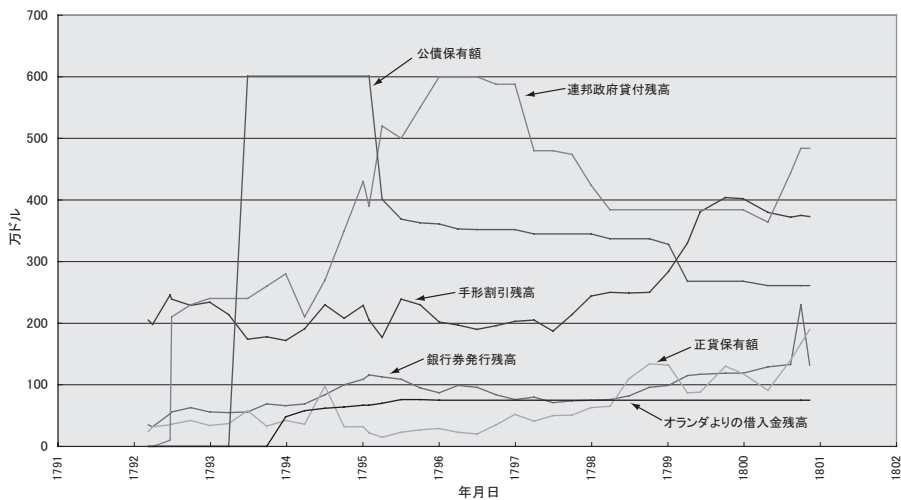
第4表 連邦政府歳入歳出主要項目 (1791-1801年)

千ドル

歳 入					歳 出				
年代	関税	国内税	雑収入	合計	陸軍費	海軍費	公債利子	諸経費	合計
1791	4,399		10	4,409	633		1,178	1,286	3,097
1792	3,443	209	17	3,669	1,101		2,373	2,795	6,269
1793	4,255	338	59	4,652	1,130		2,079	618	3,846
1794	4,801	274	356	5,431	2,639	61	2,752	844	6,297
1795	5,588	338	188	6,114	2,481	410	2,947	1,471	7,309
1796	6,568	475	1,334	8,377	1,260	274	3,239	1,016	5,790
1797	7,550	575	563	8,668	1,039	382	3,172	1,414	6,008
1798	7,106	644	150	7,900	2,009	1,381	2,955	1,260	7,607
1799	6,610	779	157	7,546	2,467	2,858	2,815	1,155	9,295
1800	9,081	1,543	224	10,848	2,561	3,448	3,402	1,401	10,813
1801	10,751	1,582	602	12,935	1,673	2,111	4,412	1,197	9,393

出所：Dewey, *Financial History of the U. S.*, pp.110-111.

第1図 第1次合衆国銀行本店の主要勘定項目 (1792-1800年)



出所：Oliver Wolcott, Jr. *Papers. Mss.* (田島恵児教授所蔵) より作成。

の主要勘定項目 (1792年-1800年) を示したものである。これを見てわかるように、第1次合衆国銀行は1792年の後半から230万ドル前後の連邦政府へ貸付を行い、それ以後、貸付が増大していつている。第1次合衆国銀行の連邦政府への貸付残高は、1795年1月末には390万ドルであり、1796年1月1日には600万ドルに達した。これらの貸付が上述の費用の一部を賄った、と考えられる。

ところで、第1図の中に「オランダよりの借

入金残高」が見出されるが、これは、同行がアムステルダムのマーチャントバンカーであるウィリンク、ファン・スタブホルスト商会から借入れたものであった⁸⁷⁾。同商会が5パーセントの手数料を取り、第1次合衆国銀行に同行所有の合衆国政府公債1,500,000ドルを担保として差

⁸⁷⁾ Van Winter, *American Finance and Dutch Investment 1780-1805*, p. 2, pp.86-89. / Harold C. Syrett, ed, *The Papers of Alexander Hamilton*, volume XVII, p.304n.

し出させ、これに基づいて3,750,000ギルダー（1,500,000ドル）までの額を同行に10年間に渡って貸付け、その後年賦払いで5年かけて第1次合衆国銀行に償還させるというものであった⁸⁸⁾。しかし、実際は、借入金額は、期待された3,750,000ギルダー（1,500,000ドル）までに達せず、755,600ドルで頭打ちとなった⁸⁹⁾。

同行の1793年12月27日の貸借対照表⁹⁰⁾を分析すると、「オランダよりの借入金」勘定は、第1次合衆国銀行が振出すことのできる外国為替手形の、ウィリンク、フェン・スタプホルスト商会から与えられた振出枠であった。同商会から借入金を得て、それを同商会における第1次合衆国銀行バランスとし、それを引当にして第1次合衆国銀行が外国為替手形を振出すことができるというものであった。それ故、「オランダよりの借入金」は、連邦政府が直面していた問題の一つである外国為替手形の供給不足とそれによる外国為替相場（対ポンド・スターリング相場）の悪化の問題に対応するものであった、と考えられる。

この点を敷衍するところである。

前述したように、対ポンド・スターリング相場は、1793年12月から1794年7月までの間に170から184ペンシルヴェニア・カレンシーに悪化した。さらに1794年12月には187½ペンシルヴェニア・カレンシーまでになり、為替相場は悪化した。当時、正貨送金費用が、平価（100ポンド・スターリング＝166ポンド・ペンシルヴェニア・カレンシー）の5パーセント程度で

あったことから、送金を必要とする商人は高いポンド・スターリング手形を購入してそれを送るよりも、正貨を送金したほうが割安になる。それ故、送金を必要とする商人は正貨を送金したものと考えられる。また、ロンドン宛為替手形そのものが供給不足であったから正貨を送金せざるをえなかった。第1次合衆国銀行の正貨保有額の動きを見てみると、第1図を見てわかるように1793年10月以降から1795年にかけて（一時、1794年の中頃に異常な高さになっているが）の期間の正貨保有額が、その前後の期間のそれよりも相対的に減少している。このことは上述のことと無関係ではあるまい。

しかしこのような状況の中で、同行は、上述したようにインディアン戦争に対処する費用、アルジェ海賊との外交交渉費用、ウィスキー揆鎮圧の費用、公債の市場価格を支える費用のために、連邦政府に巨額の貸付に応じなければならなかった。しかし、保有正貨が減少していく状態のまま同行が巨額の貸付に応じることは、銀行経営の安全性の観点からみれば非常に危険である。そこで、巨額の政府貸付に応じるためには同行はある程度正貨保有を厚くしておかなければならず、そのためには同行からの正貨の流出を防がなければならない。そのためには、正貨に代って、外国為替手形での支払いを促進することが必要である。そのためには、同行がロンドン宛あるいはロンドン支払いのアムステルダム宛為替手形を振出し、それを、送金を必要とする取引者に売却することによって外国為替手形の供給を増やし、そうすることによって自国の為替相場を引き上げることが必要である。そこで第1次合衆国銀行は、以上の事態を鑑み、同行所有の連邦公債をアムステルダムのマーチャント・バンカーに担保として差入れ、それを引当てに為替手形を振出すことができるようにすることによって外国為替手形の供給を増やし、一方同行からの正貨の流出を防ぎ、巨額の連邦

⁸⁸⁾ Van Winter, *American Finance and Dutch Investment*, p.521.

⁸⁹⁾ Oliver Wolcott, Jr. *Papers. Mss*, state of bank October 2, 1795.

⁹⁰⁾ Oliver Wolcott, Jr. *Papers. Mss*, state of bank December 27, 1793 (The Bank of The United States at Philadelphia). / James O. Wettoreau, *Statistical Records of The First Bank of The United States*, New York & London, Carland Publishing, Inc., 1985, state of bank December 14, 1793 (Office of Discount and Deposit at Boston) p.86, state of bank March 8, 1794 (Office of Discount and Deposit at Boston) p.88.

第5表 アムステルダムにおけるアメリカ合衆国政府債の発行 (1790-1794年)

起債契約 年 月	発行引受 業 者	引受額 (フローリン =ギルダー)	利率 (%)	手数料 ¹⁾ (%)	償還年賦
(1)1790年11月	Willink Van Staphorsts Hubbard	300万	5	$2\frac{1}{2} + \frac{1}{2} + 1\frac{1}{2}$	5年 (1800年-1804年)
(2)1791年2月	同上	250万	5	$1\frac{1}{2} + \frac{1}{2} + 2$	5年 (1802年-1806年)
(3)1791年9月	同上	600万	5	$1\frac{1}{2} + \frac{1}{2} + 2$	5年 (1802年-1806年)
(4)1791年11月	アントワープ De Wolf & Co.	205万	$4\frac{1}{2}$	$\frac{4}{4}$ (内訳不明)	3年 (1803年-1805年)
(5)1791年12月	Willink Van Staphorsts Hubbard	300万	4	$2\frac{1}{2} + \frac{1}{2} + 2\frac{1}{2}$	5年 (1803年-1807年)
(6)1792年6月	同上	300万	4	$2\frac{1}{2} + \frac{1}{2} + 2$	5年 (1803年-1807年)
(7)1793年?月	同上	95万	5	$\frac{3}{3}$ (内訳不明)	1年 (1803年)
(8)1794年4月	同上	300万	5	$\frac{4}{4}$ (内訳不明)	5年 (1805年-1809年)

注：1) banker手数料+broker手数料+commission手数料

出所：American States Papers, Finance, Vol.1, p.109.

Bayley (Treasury Department), *The National Loans of The United States, from July 4, 1776 to June 30, 1880*, pp.15-27.

Van Winter, *American Finance and Dutch Investment 1780-1805*, pp.82-133, 480-566. より作成。

政府への貸付に応じることができるようにしたのではないかと考えられる。同行の「オランダよりの借入金」は、かかる目的のためのものであったと考えられる。

このように、ヨーロッパのマーチャント・バンカーを利用して外国為替不足に対処しようとする方法は、研究史上すでに明らかなように、第2次合衆国銀行によって大々的に行なわれていた。第2次合衆国銀行が、ロンドン、パリ、アムステルダムのマーチャント・バンカーに公債を担保として差入れ、それを引当てに金融手形（為替手形）を振出すことによって貿易の赤字の金融をつけた⁹¹⁾。かかる方法が早くも第1

次合衆国銀行によって萌芽的ではあるが採られていたのであった。

また、連邦政府は、「公債借換法」と「合衆国公債償還法」に基づいて外債償還のために第5表に見られるようにオランダ借款（2,350万フローリン=940万ドル）をおこなった。

これにより、独立戦争債務の一つであった1,200万ドルにものぼる外債が返済された。これによってアメリカの対外信用が高められることとなった。また、起債した収入の一部を起債した債券の利子支払いに当てて、オランダの投資家に利子を支払い続けたことは新興国アメリカの対外信用を高めた。たとえば、1803年には7,015万ドル余りのアメリカ合衆国債の3,212万ドルが外国人に所有されていた⁹²⁾。また1800年頃、第1次合衆国銀行株式の3分の2が外国人

⁹¹⁾第2次合衆国銀行は、ロンドンのベアリング商会、パリのオットンゲル商会、アムステルダムのホープ商会等のマーチャント・バンカーに公債を担保として差入れ、それを引当に金融手形を振出し、それによって合衆国貿易の赤字の金融をつけた。また、他方、同銀行は国内の支店網を通じて綿花の輸出手形を買取り、輸出の金融をもつけた。その結果、この両業務によって同銀行は1827年から合衆国の外国為替市場を支配するに至った。Hidy, *The House of Baring in American Trade and Finance*, pp.97-120. 入江節次郎『世界金融史研究』藤原書房、1991年。

⁹²⁾Rafael A. Bayley (Treasury Department), *The National Loans of The United States, from July 4, 1776 to June 30, 1880*, Washington, Government Printing Office, 1882, p.34.

によって所有されていた⁹³⁾。これらのことは、アメリカの対外信用が高まったことを示す証拠である。このようにオランダでの合衆国政府債の起債の大部分が独立戦争時の外債の償還基金に当てられたのであるが、残余部分はどうのように使われたのか。ベイレイ Bayleyによると、ハミルトン財政下においての以上のオランダ借款2,350万ギルダー（フローリン）＝940万ドルのうち750万ギルダー（フローリン）＝300万ドルが国内債の買い上げに使われた⁹⁴⁾。それ故、アムステルダムでの合衆国政府債販売収入のうち外債の償還に当てられた以外の残余部分は、国内の公債の市場価格を支えるのに使われ、オランダ借款が国内の公信用を維持するのに役だった、と考えられる。

以上考察してきた結果、連邦政府は、当時連邦政府が直面していた問題を対処しうる政策主体としての役割を見事に果たすことができた。

IV 結び

ワシントン政権下の連邦政府は、新興国アメリカの当時の内外の諸問題に対処しうる政策主体としての役割を果たした。

財務長官ハミルトンの補佐官を勤めたテンチ・コックスが1810年に行なった「工業調査」（*American States Papers, Finance, II, "Digest of Manufactures"*）によると、すでにこのころアメリカの中部・北部は工業部門において、マニュファクチャーおよび初期工場、あるいは近代的工場制度への展望が開かれていた。たとえば、1810年において、家内製造における綿織物は16,581,999ヤードであり、綿織物工場において製造された綿織物は146,974ヤードであり、全国において綿織物製造工場が269（デ

ラウェア以北の中部・北部では205）存在していることを、コックスは報告している⁹⁵⁾。また、第4代財務長官アルバート・ギャラティンが、1810年4月17日に下院に提出したアメリカ製造業の現状についての報告書によると、綿紡績工場が全国に87（デラウェア以北の中部・北部では67）存在し、雇用労働者は総計4,000人であり、そのうち男子労働者500人、女子および児童労働者が3,500人であることを報告している⁹⁶⁾。

このことを考え合わせると、ハミルトン体制によりワシントン政権下の連邦政府は、新興国アメリカにおける初めての中央集権的国民国家に仕立て上げられ、連邦政府は、政策主体として当時の内外の諸問題を克服することができるようになった。これにより、新興国アメリカにおける資本主義的経済発展の本格的展開が可能になったと言える。後発的アメリカにおいて資本主義的経済発展が本格的に展開される前提が創り出されたところにワシントン政権下の連邦政府の経済史的意義が存する。

なお、スウェーデン、ウプソラ大学教授でアメリカ史研究者のマックス・M・エドリングは、最近、ハミルトンの政策について次のような注目すべき見解を明らかにしている⁹⁷⁾。

すなわち、ハミルトン政策の中心的目的は公信用の回復であり、すなわち連邦政府が資金を借りる能力を備えることそれ自体が重要な目的であって、ハミルトン財政政策によってそのこ

⁹⁵⁾Walter Lowrie and Matthew St. Clair Clarke, eds., *Documents, Legislative and Executive, of the Congress of United States*, (略称 *American States Papers*), Senate, 13th Congress, 2nd Session, Finance, Vol.II, p.690.

(<http://meory.loc.gov/ammem/amlaw/lwsplink.html>)

⁹⁶⁾*American States Papers*, House of Representatives, 11th Congress, 2nd Session, Finance, Vol.II, p.497.

⁹⁷⁾Max M. Edling, "So immense a power in the affairs of war": Alexander Hamilton and the Restoration of Public Credit, *The William and Mary Quarterly*, Vol. LXIV, April 2007.

⁹³⁾Wettereau, "New Light on the First Bank of the United States," p.269.

⁹⁴⁾Bayley, *The National Loans of The United States*, p.27.

とが確立した。公信用の確立があったからこそ、新興国アメリカは、政府借款によってヨーロッパ列強が角逐している国際関係の中で戦争資金を賄うことができ、また国内的にも領土拡張の資金を賄うことができ、アメリカの帝國的発展が可能となった。「1800年の革命」によってフェデラリストからリパブリカンに政権が取って代われ、大きな断絶があると言われている。しかし、そうではない。ジェファソン政権はイン

ディアン部族に対する積極政策、ヨーロッパ列強に対する積極政策を推し進めたが、その政策が遂行できたのは、ハミルトンが作り上げた財政制度と公債管理政策を利用することができたからこそ可能だったのである。

しかし、以上の論点は、本稿の考察の範囲を超えるものであるので、今後の研究課題としたい。